

4. 防災及び生活環境の整備方針

4-1 基本的考え方

自然環境への負荷を軽減するとともに、市民が安心して快適に生活できる住環境を整えるため、市民生活に必要な公共下水道、廃棄物処理施設などの都市施設を計画的に整備します。

東南海・南海地震をはじめとする大規模な自然災害の発生に備え、必要な都市施設の整備を進めるとともに、戸建住宅や防災拠点施設の耐震化を推進し、災害に強いまちづくりを進めます。

4-2 整備方針

(1) 快適な生活環境の整備

1) 公共下水道（污水）の整備

本市の水環境を守るとともに、快適な潤いのある住環境を整備するため、鳴門市污水处理構想に基づき、継続的・効率的な公共下水道の整備を進めます。また、社会経済情勢の変化に対応した効率的な整備を推進するため、污水处理構想の見直しを適時行います。

2) ごみ処理施設

ごみ処理施設については、現在、操業中のクリーンセンターの安全な運転管理と適正な維持管理に努めます。

3) し尿処理施設

し尿処理施設については、適正な維持管理に努めるとともに、今後の施設整備の方向性について検討を進めます。

(2) 安全・安心な都市基盤の整備

1) 防災拠点の整備

- ① 学校や避難所、消防庁舎などの防災の拠点となる公共施設については、緊急性の高いものから計画的に建て替えや耐震化を進めます。
- ② 災害時に消防活動や避難活動が円滑に行えるよう、避難路となる道路網の整備を推進します。

2) 安全な住環境の整備

- ① 木造耐震診断・耐震改修支援により、木造住宅の耐震性・安全性の向上を推進します。
- ② 住宅密集地区については、セットバックによる細街路の道路拡幅や、ポケットパークの整備などにより、防火性・防災性の向上に努めます。

3) 公共下水道（雨水）の整備

市街地の浸水防止・雨水排除を担うよう、幹線管渠やポンプ場の整備などの適正な維持管理に努めます。

4) 河川・水路・海岸の整備

- ①撫養川、大谷川、新池川などの県管理河川については、市街地の浸水防止のための護岸整備を推進します。
- ②浸水対策として、市街地内の未整備水路の改良を促進します。
- ③高潮や浸水被害を防ぐため、親水機能に配慮した災害に強い護岸、離岸堤の整備を進めます。

5) 開発行為等に対する適切な誘導

人が多く集まる商業施設等での安全確保、地震の際の液状化や急傾斜地での崖崩れなどの災害を防止するため、建築や開発行為に対する適切な指導・誘導を推進します。